

2026年2月

手形・小切手をご利用のお客さまへ

株式会社武蔵野銀行

「当座勘定規定」「代金取立規定」「預金規定」一部改定のお知らせ

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当行では、手形・小切手の全面的な電子化に対応する事務取扱の変更に伴い、

2026年4月1日（水）より、各種規定を改定いたします。詳細につきましては、
下記の改定内容をご確認ください。

【事務取扱の変更事項】

1. 手形・小切手の発行停止（実施日 2026年4月1日）
2. 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの停止（実施日 2026年4月1日）
3. 手形・小切手の最終振出期限の設定（実施日 2026年10月1日）

【改定する規定】

- ①当座勘定規定 ②代金取立規定 ③普通預金規定 ④貯蓄預金規定
- ⑤納税準備預金規定 ⑥通知預金規定 ⑦定期預金規定
- ⑧積立式定期預金「しあわせ」規定 ⑨外貨普通預金規定
- ⑩自動継続型外貨定期預金規定 ⑪外貨定期預金規定（非自動継続型）

なお、本改定はすでにご契約のあるお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【①当座勘定規定の改定内容】※下線部分を修正・追加・削除

変更後	変更前
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券を直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。</p>

<p>② 同右</p> <p>③ 同右</p> <p>④ 同右</p>	<p>② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>③ 証券類のうち、裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。</p> <p>④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立て手数料をいただきます。</p>
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>② 同右</p> <p>③ 同右</p> <p>④ 同右</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>④ 前項の払戻しに当行所定の払戻請求書を使用する場合は、届印の印章により記名押印のうえ、当行所定の当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに口座開設店またはその他銀行が特に認める店舗に提出してください。また、払戻しに際して、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p>

<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受けける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ<u>2026年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。</p> <p>③ 同右</p> <p>④ 同右</p> <p><u>⑤</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>⑥</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受けける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p><u>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（削除）</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
---	--

<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが表示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが表示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>② 同右</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり（削除）</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが表示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が表示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが表示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>② 同右</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>① 線引小切手が表示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>

【②代金取立規定の改定内容】※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>	<p>1. (取扱証券類)</p> <p>手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取扱います。</p>
<p>6. (取立代金の入金)</p> <p>(1)手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」と</p>	<p>6. (取立代金の入金)</p> <p>(1)手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」と</p>

<p>して取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間ににおける不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。<u>2027年4月1日以降を期日とする手形等について、期日管理が必要な代金取立の受付は行いません。</u></p> <p>(2) 同右</p>	<p>して取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間ににおける不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。</p> <p>(2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。</p>
--	--

【③普通預金規定 ④貯蓄預金規定 ⑤納税準備預金規定の改定内容】

※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2) 同右</p> <p>(3) 同右</p> <p>(4) 同右</p> <p>(5) 同右</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。 当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>

【⑥通知預金規定の改定内容】※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2) 同右</p>	<p>3. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなつた証券類は、証書の場合は証書と引換えに、通帳の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、取引店(以下「当店」といいます。)で返却します。</p>

【⑦定期預金規定の改定内容】※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p><u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(2) 同右</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳口の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、証書口の場合は証書と引換えに、当店で返却します。</p>

【⑧積立式定期預金「しあわせ」規定の改定内容】※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>2. (預金の預入れ等)</p> <p>この預金は、現金、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)または口座振替により預入れることができます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>目標型の場合は、通帳記載の預入期限〔通帳記載の満期日の1か月前の応当日(証券類による預入れの場合は、決済される日が通帳記載の満期日の1か月前応当日)〕まで預入れることができます。</p>	<p>2. (預金の預入れ等)</p> <p>この預金は、現金、小切手その他の証券類で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)または口座振替により預入れることができます。</p> <p>目標型の場合は、通帳記載の預入期限〔通帳記載の満期日の1か月前の応当日(証券類による預入れの場合は、決済される日が通帳記載の満期日の1か月前応当日)〕まで預入れることができます。</p>

【⑨外貨普通預金規定の改定内容】※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>4. (預金の受入れ)</p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u></p> <p>(3) 同右</p> <p>(4) 同右</p> <p>(5) 同右</p>	<p>4. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座に入金できるものは、次のとおりです。</p> <p>①現金(外貨現金を除きます。) ②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証等(以下「証券類」といいます。)のうち、決済を確認したもの。ただし、トラベラーズチェックによる受入れは行いません。 ③為替による振込金(外国からの振込を含みます。)</p> <p>(2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。</p> <p>(3) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務は負いません。</p> <p>(4) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。</p>

	(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
--	---

【⑩自動継続型外貨預金預金規定 ⑪外貨定期預金規定（非自動継続型）の改定内容】
※下線部分を追加

変更後	変更前
<p>5. (預金の受入れ)</p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(3) 同右</p> <p>(4) 同右</p> <p>(5) 同右</p>	<p>5. (預金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座に入金できるものは、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現金(外貨現金を除きます。) ②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」といいます。）のうち、決済を確認したもの。ただし、トラベラーズチェックによる受入れは行ないません。 ③為替による振込金（外国からの振込を含みます。） <p>(2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。</p> <p>(3) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務は負いません。</p> <p>(4) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。</p> <p>(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p>

以上